

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 長野 実

会員に対する処分及び勧告制度の見直しに伴う「定款」の一部改正について

本所は、「定款」の一部改正を行い、2025年6月9日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、最近の他の取引所における会員に対する処分及び勧告事案等を踏まえ、処分及び勧告制度に関し、所要の改正を行うものです。

## I. 改正概要

(備考)

### 1. 処分制度の見直し

- ・ 会員に対する過怠金の上限について、現行制度では基本的には1億円としつつ、特に本所又は本所の会員の信用を著しく失墜させたと認められる場合には特例として5億円としておりましたが、5億円に一本化します。
- ・ 処分、処置又は措置を行った場合の会員への通知に、除名の措置を行った場合を追加し、その旨を公表することを可能とします。

・ 定款第50条第1項第6号、第7号、第9号

・ 定款第57条

### 2. 勧告制度の見直し

- ・ 処分を行うことができる事由に、勧告後も適切な改善が図られないと認められるときを追加します。
- ・ 勧告の内容に応じ、特に投資者への注意喚起を要すると認めるときは、その旨を各会員に通知し、公表することを可能とします。

・ 定款第50条第1項第8号

・ 定款第59条の2第3項

### 3. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

## II. 施行日

- ・ 2025年6月9日から施行します

以上

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会員の処分)</p> <p>第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が<u>1億円を超える過怠金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する他の会員との契約を履行しないときは、<u>6か月以内の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。)</u>若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは会員権の停止又は除名</p> <p>(5) 会員として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、<u>6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは会員権の停止又は除名</u></p> <p>(6) 第23条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第96条の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき</p>	<p>(会員の処分)</p> <p>第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本所の市場における有価証券の売買<u>(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。)</u>又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する他の会員との契約を履行しないときは、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、<u>6か月以内の会員権の停止又は除名</u></p> <p>(5) 会員として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、<u>6か月以内の会員権の停止又は除名</u></p> <p>(6) 第23条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第96条の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき</p>

新	旧
<p>は、<u>5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは会員権の停止又は除名</u></p> <p>(7) 第21条の規定による届出又は第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、<u>5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは会員権の停止又は除名</u></p> <p><u>(8) 第59条の2第1項の規定による勧告後も改善が図られないと認められるときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは会員権の停止又は除名</u></p> <p><u>(9) 前各号のほか、会員が法令（会員が外国法人であって金融商品取引業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第55条において同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限若しくは会員権の停止又は除名</u></p> <p>(削る)</p>	<p>は、<u>1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の会員権の停止又は除名</u></p> <p>(7) 第21条の規定による届出又は第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、<u>1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の会員権の停止又は除名</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) 前各号のほか、会員が法令（会員が外国の金融商品取引業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第55条において同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、本所は、会員が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって本所又は本所の会員の信用を</u></p>

新	旧
<p>2 前項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員権の停止、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。</p> <p>（処分、処置又は措置の通知等）</p> <p>第57条 本所は、この節の規定（第55条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止<u>若しくは制限又は除名の措置</u>に限る。）を<u>会員に対して行ったときは、その旨を各会員に通知し、公表する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（取引の信義則違反）</p> <p>第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為<u>その他本所が規則により定める行為</u>で、本所の目的及び組織にかんがみて、本所若しくは本所の会員の信用を失墜し、又は本所若しくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。</p>	<p><u>著しく失墜させたと認める場合には、当該会員を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名の処分を行うことができる。この場合において、当該処分が1億円を超える過怠金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。</u></p> <p>3 前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員権の停止、本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。</p> <p>（処分、処置又は措置の通知等）</p> <p>第57条 本所は、この節の規定（第55条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止<u>又は制限</u>に限る。）を行ったときは、その旨を各会員に<u>通知する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（取引の信義則違反）</p> <p>第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為<u>その他の行為</u>で、本所の目的及び組織にかんがみて、本所若しくは本所の会員の信用を失墜し、又は本所若しくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。</p>

新	旧
<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(会員に対する勧告)</p> <p>第59条の2 (略)</p> <p>2 本所は、前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該会員に対し、その対応について報告を求めることができる。</p> <p><u>3 本所は、第1項の勧告を行った場合において、特に投資者への注意喚起を要すると認めるときは、当該勧告を行った旨を各会員に通知し、公表することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和7年6月9日から施行する。</p> <p>2 改正後の第50条第1項第4号から第7号まで及び第9号の規定は、施行日以後に生じている事由に基づく処分から適用する。</p> <p>3 改正後の第50条第1項第8号の規定は、施行日以後に行った勧告から適用する。</p> <p>4 改正後の第57条の規定は、施行日以後に行う処分、処置又は措置について適用する。</p> <p>5 改正後の第59条の2第3項の規定は、施行日以後における業務又は財産の状況について行う勧告から適用する。</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(会員に対する勧告)</p> <p>第59条の2 (略)</p> <p>2 本所は、前項の勧告を行<u>な</u>った場合において必要があると認めるときは、当該会員に対し、その対応について報告を求めることができる。</p> <p>(新設)</p>